

ユース契約款

リース契約)

から請求があったときはその請求の当否について取扱店との間で解決します。

。する場合を除き解除することはでき  
し残存りース料(消費税等)を含む。  
金額(以下「解約精算金」とい  
こにより本契約を中途解約すること

ス料全額と乙が本契約を締結する  
した金額を一括して支払うことと  
て、物件を買取ることができます。

物件の所有権は甲には移転します。  
第5項とき、第6項までは第6項いすれ

（このとおりにすることのない）  
物件の納入をおよび引渡し

### (物件の保険) 第7条

動産総合保険を付保します。

2 甲は、物件にかかる保険事故が発生した場合には、直ちにその旨を乙に通知するとともに、その保険金受取りに関する手続を早急に提出します。

3 前項の保険金は乙が受領します。ただし、甲が損傷した物の修理費用相当額を甲に支払います。

(物件の使用) 第8条 甲は、乙から甲へ物件が引渡されたときからリース期間の満了まで、善良な管理者の注意をもって通常の用法に従つて物の承諾をなす事前の改造、加工作業等の実施する事のないものとします。(1)物件の譲渡、担保設定等の第三者への譲渡、(2)物件の第三者へ転貸すること、(3)物件を第三者へ移設すること、(4)物件の占有権の移転、または表記設置先住戸を第三者に譲渡すること、(5)本契約に基づく甲の権利を主張し、保有する恐れがあることを有する第三者等により乙の所有権を侵害することを示す。第2項は、甲は、乙が物件の契約書等を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるところとともに、直ちにその事情を乙に通知します。

(物件の修繕) 第9条 物件に不具合または故障が発生した場合は、甲は物件を常時正常に使用できる状態に修繕し、必要な費用の一切を負担することをします。また、甲は乙に対し、これらの費用を請求することをできません。

2 ① 前項にかかわらず、甲が取扱店または取扱店の代行者に甲からその修繕費用を負担します。

② 甲がその修繕を行なわせた場合で、次の各号のいずれにも該当する場合は、甲が修理料金を負担します。(1)甲が物件を購入または修理料金を負担したときににより発生した不具合または修理料金を負担します。(2)天災地変等の不可抗力により発生した不具合または修理料金を負担します。(3)甲の故意または過失による事故による故障。(4)乙または乙の指定した者以外の者が点検をしたときににより発生した不具合または故障。

(物件の使用状況等の調査) 第10条 甲は、乙が物件の使用状況、保管状況などを調査する度として甲は修繕費用の負担を免れるものとします。

**(通知事項)** 第11条 甲または連帯保証人は、次の各号の一つにでも該当するときは、逓達なくその旨を書面により乙に通知します。 (1)住所を変更します。 (2)物件の滅失、損傷等が発生するとき。 (3)物件の所有権が移転したとき。 (4)次条第1項第3号の規定によるとき。 (5)物件が使用できないとき。 (6)物件が修繕が必要なとき。 (7)補助開始、保佐開始もしくは監督人が選任されたとき。 (8)審判があつたとき。 (9)前項の規定によるとき。 (10)前条第1項第3号の規定によるとき。 (11)前条第1項第3号の規定によるとき。

第1条から第11条は、1. お客様さまに記載

(契約違反) 第12条 甲が、次の各号の一つにでも該当したときは、甲は、ここからの通知および催告を要しないで、当然に本契約に基づく期限の利益を失うものとし、残存リース料全額を直ちに乙に支払います。(1)税込み月額リース料の一つにでも違反し、相当な期間をおこなうとき。(2)本契約の条項の一つに

甲は、リース料その他本契約に基づく金銭の支払いを遅延損害金として解約精算金を直ちに乙に支払います。

**第14条** 本契約の締結に要する費用および本契約に基づく甲の債務の履行に要する費用はすべて甲の負担とします。  
**第15条** 契約の更新または終了

中は、リース期間の満了時ににおいて、次の各号のいずれかをを選択することができます。ただし、乙が甲の選択と異なる意思表示をした場合に限ります。(1)本契約を終了し、甲が乙に代わりません。(2)本契約を第15条第1項に規定する取替え(以下「取替」といいます)する。

（1）前項の条件により1年間更新（以下「再リース」という。）す  
る。（3）本契約を終了し、物件を乙から買取る（以下「買取り」  
といふ。）。（4）本契約を終了し、物件を第16条に基づき乙に返  
還する（以下「返還」という。）。

甲は、乙に對し、リース期間満了の3ヶ月前までに前項の取約条件を書面により甲に提示します。甲は、取替え、再リース、買取りまたは返還のいずれかを選択し、リース期間満了の1ヶ月前までに乙に對して書面でその旨を通知する旨を第9項の通知がかかる場合に選択する旨を通知します。

再リースの条件は、次とおりとなります。(1)再リースの期間は、本契約終了日の翌日から起算して1年間とします。(2)再リース料金は、別途定めた書面にて令館より支払います。

乙が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、甲および他の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。

3 連帯保証人が法人でないときは、次の各号に掲げる規定が適用されるものとします。(1)甲は、甲の財産をおもなびにその負担している債務の担保として他に、

その旨お伝えし、または提供することを、法人ではない連帯保証人として表明および保証します。4. 甲は、乙が連帯保証人に對して、甲の乙に対する債務の履行状況を開示することをあらかじめ承諾します。

(合意管轄) 第19条 甲および連帯保証人は、本契約に係る争いについては、訴額のいかんにかかわらず、甲もしくは連帯保証人の住所地または乙の本店を管轄する簡易裁判所もしくは地方裁判所を管轄裁判所とし、各自これに合意します。

(通知の効力) 第20条 乙が本契約に関する通知を受取った場合は連帯保証人の住所宛てに差し出された書面(第12条第2項の通知含む)であって、本契約書面を受取った甲もしくは連帯保証人の住所または第11条により通知を受取った場合は通常到達した甲もしくは連帯保証人の住所宛てに差し出された書面は通常到達したものとみなします。甲および連帯保証人はこの書面の不着または延着により生じた損害または不利益を乙に対して主張することができません。

(本約款の改定) 第21条 本約款は、法令の変更または監督官庁の指示その他、必要が生じたときは民法第548条の4の規定に基づき改定され